

令和7年度 十和田市短期集中型サービス 要支援者自立支援事業

市指定の事業所において、専門職の支援のもとで生活機能向上のためのプログラムを実践していただきます。原則3か月間通っていただき、終了後は修得した運動を自宅等でも継続し、地域の集いの場などで自主的に介護予防に取り組んでいただけるよう支援します。

めざす姿

自分の事は自分でできる、
「生活自立」の期間を少しでも長くし、いきいきと活動する。

問. どんなことをするの？

- 週1回 1時間
運動器の機能向上マニュアルをもとにした運動メニューを行います。
- 期間は原則として3か月ですが、状況により、6か月間参加し運動機能改善を目指します。
- 柔道整復師や健康運動指導士等の専門職が、身体機能が改善するよう、その人に合わせた指導を行います。

問. 利用料は？

無料です。

この機会に運動機能改善を目指しましょう。

問. 参加したら、介護保険サービスは使えなくなるの？

介護保険サービスを使わなくても、自立した生活を送ることを目標として取り組んでいただきます。終了後、介護保険サービスを要する場合は、改めてケアプランの見直し等を行うことで利用できます。

問. 続けて通えるか不安…

参加前に不安なことや、普段の生活で悩んでいることなどのご相談に応じ、参加者の生活のアドバイスや目標を一緒に考え、不安なく参加できるよう支援します。また、下記の事業所の指導員が一人ひとりの体力や目標に合わせ無理なく続けられるようにサポートします。

市内にある下記の事業所から選んで参加できます。

整骨院・接骨院

今泉整骨院 ・ 加賀整骨院 ・ 北園整骨院 ・ げんき接骨院 ・ さかた接骨院
桜田整骨院 ・ すずむし整骨院 ・ 田中整骨院 ・ とまべち整骨院 ・ 十和田整骨院
HARI AT BONE ・ 戸来整骨院 ・ ほねつぎ中平

事業の流れ



相談

短期集中予防サービス（※）の利用希望
※要支援者自立支援事業

総合事業利用申請

事業対象者となるのか
基本チェックリストを実施

身体機能の低下等により日常生活に支障をきたしている事は何か等、この事業の対象かどうかを確認します。

事業の対象となり、参加が適当だと認められたかた

面接・契約
アセスメント実施・目標設定

※かかりつけ医に事業参加についての意見を伺う。

事前打ち合わせ

事業所の担当者、市職員と一緒に課題や取り組み目標を確認します。

要支援者自立支援事業に参加

週1回、1時間 ストレッチや運動、リハビリ等を行います。
もちろん、自宅でも少なくとも週3回以上は運動します。
市職員が定期的に訪問し、参加状況や生活状況などのお話を聞き、
目標が達成されるよう相談や継続支援をします。

3カ月後（6カ月後）体力測定、評価

市職員が訪問し、サービス終了後も身体機能が維持向上し、自立した生活が送れるよう、アドバイスや地域の通いの場の紹介などの支援をします。

足が上がるようになって
つまづかなくなりました。



※事業終了後も、3カ月間、自主的な取り組みを継続的に出来るよう市職員が支援します。

この事業の目的は、体力やバランス力などの身体機能の改善が図られたのち、地域の集いの場や生活支援の情報、見守り支援等があれば、介護保険サービスを利用しなくても、これまでと同じように住み慣れた地域で、自立した生活が送れるように支援するプログラムです。



問い合わせ・申し込み先
十和田市役所高齢介護課
十和田市西十二番町6-1
☎ 51-6720

まずは
お電話で
ご相談を！

